副本

令和5年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和5年9月26日 火曜日(午前10時開議)

(14人) 出 席 議 員 番 1 堀 田 德 番 増 理 2 Щ 真 隆 番 3 山 \Box 番 坂 浩 4 中 信 炭 猛 5 番 谷 辻 清 6 番 人 毛 7 番 利 喜 信 小 牟 田 番 紀 8 9 番 堀 池 浩 1 0 番 田 信 \Box 1 1 番 小 成 実 田 1 2 美 由 紀 番 Щ 中 13番 小 龍一郎 谷 14番 井 達 村 己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	久	田	直	喜
書			記	石	Ш	紬	

説明のため出席した者の職氏名

町	長	波	戸	勇	則
副町	長	JII	内	和	哉
教育	長	諸	岩	達	哉
総 務 課 兼選挙管理委員会書	長記長	中	原	敬	介
企画財政課	長	佐 々	木	健 太	郎
税務課	長	田	﨑	真	子
健康推進課	長	太	JII	_	輝
長寿支援課	長	荒	木	俊	行
会 計 課	長	田	﨑	あけ	み
住民福祉課	長	小 中	尾	寿	隆
産業振興課		森		文	博
建設課	長	琴	岡	美	昭
ダム対策室	長	田	Ш	義	信
水道課	長	Щ	口	公	
教 育 次	Ħ	.Lm	中	浩	輔
200	長	畑	Т	1 🗆	中田

議事日程

第 1	請願第2号	活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書	総務厚生委員長報告		
第 2	認定第1号	令和4年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告		
第 3	認定第2号	令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決	,,,		
		算認定	"		
第 4	認定第3号	令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算	JJ		
		認定			
第 5	認定第4号	令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認	"		
		定			
第 6	認定第5号	令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認	"		
		定			
第 7	認定第6号	令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定	"		
第 8	認定第7号	令和4年度川棚町水道事業会計決算認定	"		
第 9	総務厚生委	員会視察調査報告	総務厚生委員長報告		
第 10 議員派遣の件					

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(10:00)

日程第1 請願第2号

養 日程第1、請願第2号「活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 おはようございます。それでは、委員会審査報告書を読み上 げさせてもらいます。

令和5年9月19日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1. 受理番号 請願第2号。
- 2. 付託年月日 令和5年9月7日。
- 3. 件名 活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書。
- 4. 審査の結果 採択すべきものと決定。

続きまして、2ページから読み上げさせていただきます。

総務厚生委員会審査報告。

請願第2号「活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」について、 総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

- 1. 審査の経過と内容。
- (1)審査期日 令和5年9月15日、19日。
- (2)審查場所 第1委員会室。
- (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 請願者 川棚町政を考える会共同代表・事務局長 原豊典 氏、紹介議員 堀田一徳 議員、山口隆 議員、辻清人 議員。

紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、活きいきタクシー利用券の交付率が48パーセント、そのうちの使用率が60パーセントの状況で枚数を増やすことについて、どれほどの意味があるのか。

答弁、この制度ができたときは、地域公共交通の補完的なものとして立ち上げられた。現在は、物価高もあり、高齢者のほとんどが年金生活者で大変である。使用率などでなく、ささやかな願いであり議会からの要望をお願いする。

質疑、請願文中に、「本当は10倍位ほしいところ」「ごく控えめな要望」とあるが、今後こういった要望は続くのか。なぜ36枚なのか。

答弁、要望は48枚ぐらいまでは出るのかと思われる。実現可能なところで、控えめに出されたものである。

質疑、75歳以上非課税世帯の方が対象となる取組だが、若い人たちは車を購入し、管理して、相当の負担がかかっている。年金生活者が大変なことはわかるが、頑張っている若者に対してフェアなのか。

答弁、高齢者の交通問題では免許返納を進めている。高齢者の方々が頑張ってきて川棚町を築いてきたことを考えれば、アンフェアでないと思っている。

質疑、要望書の中に署名を添付とあるが、エリア的にはどこでも均等に あったのか。

答弁、白石はあまりなかったが、南部や西部がけっこう多かった。

- 2. 討議の主な内容。
- ・地域バスや乗合タクシーなどの地域公共交通の構想があると思うが、策 定作業には時間がかかる。それまでの補完的な取り扱いとして必要だ。
- ・利用率が低いのが問題である。必要なところに行き渡っていないし、バ ランスが取れていない。
- ・交通弱者のとらえ方に疑問を感じる。困っているから増やしてほしいと 訴えられるが、使用率のミスマッチに違和感がある。高齢者でない方が見た ときに高齢者ばかりに偏りすぎと見られないか、増やしておけばいいとはな

らない。

- ・この制度ができた流れからも不公平感がある。利用率も低く制度自体の 改革が必要だと思うが、それまでのつなぎとしてどう判断するかである。
- ・今後、協議会が立ち上がるが、実用化するために年数がかかる。今の時 点でできる要望としてはわかる。
 - 3. 審査の結果。

反対討論。

交付率と使用率の低さを考えると、活きいきタクシー利用券の枚数を増や すことが最善ではないと考えるので、反対する。

賛成討論。

- ・現状で、地域バスや乗合タクシーなどの公共交通サービスの提供ができていない状況で策定を行っており、実施するまでには数年かかると思う。それまでの交通弱者である高齢者への支援として、補完的なつなぎが必要であると判断し、賛成する。
- ・町民からの要望で上がってきているもので、取り上げないといけないと 思っており、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第2号「活きいきタクシー利用券 の増加を求める請願書」の提出については、賛成多数で採択とすべきものと 決定した。

4. 委員会の意見。

地域公共交通に関しては、今後「川棚町公共交通活性化協議会」の中で具体的な方針が出され、その後、試行期間を経て実施されるものと思うが、その間の補完的なものとして、活きいきタクシー利用券の増加は必要なものであると考える。以上です。

- **養 長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質 疑はありませんか。小田議員。
- 11番小田 はい。11番、小田です。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。質疑の2問目で、「本当は10倍ぐらいほしい」と、「ごく控えめな要望」というふうなことで、その次の欄に「今後こういった要望は続くのか」ということに関してですね、これがもし了解されれば、次にはまた枚数を48枚に増やしたり、さらに増やしたりっていうふうな要望が、地域

公共交通が完成するまで続くのかというふうなことを協議されたのか質問を いたします。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 この質疑の中でありますけども、今後続くのかというところでは、紹介議員のほうからは今の2倍程度までは月に2回出れるような、そういうところまではあるんではないかと。これを10倍といっても無理なんで、月2回を、だから月4枚までは出るんじゃないかなと考えているといいう答弁でした。

養 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

養 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第2号「活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定であります。まず、この請願に対する反対者の発言を許します。田口議員。

10番田口 現在、公共交通のあり方について町のほうで検討がなされております。それで近々というか今年とか来年ぐらいには方針が出されまして、その町の方針を受けて、私たち議会はそのあり方が良いかどうかっていうことを審議をする立場にありますので、現段階でその一施策でありますこの活きいきタクシーのことについて、券の枚数の増加などというようなことを支持すべきではないと思いますので、要するに町の公共交通の検討に対して議会はフリーハンドを持っておきたいと思いますので、この採択には反対いたします。

議 長 次に、賛成者に対する発言を許します。山口議員。

3 番 山 口 この請願に賛成の立場から討論をいたします。この制度は公共 交通システムの補完的なものとして、平成25年に制度化され、10年が経 過しているところでございます。ただその間、抜本的な改正もなく、本日に 至っているというのが現状であろうと。そして、この制度を利用されている 方は75歳以上で、町県民税の所得割が課税されてない人、いわゆるこういう表現が正しいかわかりませんけども、所得が低い方というふうに判断されます。そして、そのうえに車などでの移動が困難な方、いわゆる一般的に交通難民と呼ばれますが、そういう方であろうと推測をいたします。今、コロナ禍、円安等による物価高、そして、タクシー料金も値上げされております。そういった中で、そういった方々の生活が非常に圧迫されつつあるんじゃないかとそういうふうに判断をされます。そういう中で、今回の請願は、タクシー券の交付枚数を12枚増加してくださいという切実でささやかな願いと、私は高齢者の方々の願いだろうと思っております。現在町では、公共交通システムの構築に向けた協議検討がなされておりますが、即来年から実施されるということは非常に困難じゃないかというふうに推察いたしますので、公共交通システムが構築されるまでの間、せめてタクシー券の交付枚数を増やしていただくと、この請願に賛成をいたします。以上です。

議 長次に、反対者の発言を許します。増山議員。

2 番 増 山 活きいきタクシー利用券の交付率やその利用率の低さをみると、今回の請願内容はその他の高齢者や交通弱者との公平性に欠ける部分があるように感じ、その点においては制度自体の見直しが必要であると考えます。現在、行政も地域公共交通計画の策定を進めており、私も早期の実現を願っておりますが、その途上において活きいきタクシー利用券の枚数を増やすことが、より細やかな住民サービスのための最善策ではないと考えるので、今回の活きいきタクシー利用券の増加を求める請願に反対いたします。

養 長 次に、賛成者の発言を許します。小牟田議員。

8番小牟田 8番小牟田です。先ほど賛成の討論がございました。大まかにそういうふうな形で私も考えております。ただ、根本的に公共交通を充実させるのが最終的な目標だと思っております。策定には非常に時間がかかる作業でございますので、今回高齢者、特にその交通弱者で病院通いとか、お買い物をされて利用されている方については活きいきタクシー券の増加について賛成だと考えております。以上です。

議 長次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 ほかに討論はありませんか。小田議員。

11番小田 賛成の立場で討論をいたします。西部地区では過去に現町長の発案というかお声掛けがあって、自治会バスというのを運行するように進めてまいりました。西部地区では、このバスに関してアンケート調査などを行い、大変多くの方が利用が便利な自治会バスを望んでおられましたが、諸事情がありまして断念をしております。今でも「バスはいつできるとね」というふうなことで多くの意見を聞きます。現在、地域公共交通を実現するために会議が設定されて進められておりますけれども、恐らく時間を要すると考えます。自由に利用できる自治会バスではありませんけども、タクシーの利用券を更に発行していただき、待っておられる高齢者が安心して外出ができるというふうな体制を早期に整えていただきたいと考え、この請願に賛成をいたします。以上です。

養 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号「活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、採択とすべきものと決定であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい、起立多数です。したがって請願第2号「活きいきタクシー利用券の増加を求める請願書」は採択とすることに決定をいたしました。

(10:16)

議 長 暫時休憩をいたします。

(10:17)

議 長 会議を再開をいたします。

(10:18)

日程第2~8 認定第1号~認定第7号

養 長 次に、日程第2、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算 認定」から日程第8、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認 定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたし ます。本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長 おはようございます。報告を行う前にちょっと訂正をお願いしたいと思います。最後のページの委員会としての意見というところで、7番目の「ソーシャルスクールワーカー」って書いてありますけど、「スクールソーシャルワーカー」の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、報告を始めたいと思います。決算審査特別委員会付託審査報告 を行います。

本委員会に付託されました、令和4年度の各会計決算等につきましては、 分科会方式を採用し審査を終了しております。

その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書にて議長宛に報告書を提出しており、お手元に配付されているものであります。その報告書を読み上げ、報告といたします。

令和5年9月22日、川棚町議会議長 村井達己 様、決算審査特別委員会委員長 堀田一德。

決算審查特別委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号、令和4年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決 定。

認定第2号、令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定 すべきものと決定。

認定第3号、令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定、認定すべきもの と決定。

認定第7号、令和4年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと 決定。次のページをお願いします。

決算審查特別委員会審查報告。

認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」、認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」及び認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

- 1.審査の経過。
- (1)審査の方法 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分 科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査 を実施した。
 - (2)審査期日。

(分科会) 令和5年9月11日、12日、13日、15日。

(特別委員会)令和5年9月20日、22日。

- (3)審査場所 第1・第2委員会室及び現地。
- (4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教

育長、各担当課長、次長、室長、各担当係長。

- 2. 審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。
- (1)各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。
 - (2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、消防団員の退団数の多さが危惧される。チラシ配布以外にも対策が 必要ではないのか。

答弁、出動報酬等は、各団員に直接振り込み、待遇改善が行われている。

質疑、産後ケア事業は、川棚町独自の事業か。

答弁、デイケアやショートステイとセットになった乳房ケアは他市町にもあるが、乳房ケアだけを受けられるようにしたのは、本町独自の取組である。

質疑、医療費削減のために特定検診の受診は重要と考えるが、受診率は上がっているのか。

答弁、受診率は下がっているが、通院先の病院で、検査などをしているものは含まれていない。次のページをお願いします。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

質疑、公式YouTubeの動画制作数等、数値目標は示されていないのか。

答弁、ノルマや数値目標はない。委託業務であり、担当課からの指示はなく、申し入れという形になっている。

質疑、滞納額の80パーセントが新町住宅となっているが、要因は。

答弁、高額滞納者がいるためである。

質疑、下水道整備区域内で下水道整備が完了前の新築家屋の未接続とは。

答弁、新築年度と工事完成年度が合わないため、合併浄化槽を設置した。

質疑、上・下水道使用料の収納対策はどうなっているのか。

答弁、督促状の発送、電話での督促、未納者を呼び出しての面談、給水停止等が行われている。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、各会計ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論 (要旨)。

新型コロナ感染症、円安等の影響による社会・経済活動の停滞、物価高並びに燃料高騰等に対応するための各種施策に、的確かつ迅速に取り組み、適正な予算執行がなされたものと判断され賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

- (2) 認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。
- (3) 認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論 (要旨)。

高齢者が安心して医療を受けられるための制度に沿って、適正な予算執行がなされており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(4)認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論 (要旨)。

高齢者に寄り添った取組がなされており、家族の介護負担の軽減にもつながるので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に

ついては、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

- (6)認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。
- (7)認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。最後のページです。
 - 4. 委員会としての意見。
- ①ふるさと応援寄附金については、諸経費を50パーセント以内とする「5割ルール」が10月から導入されるため見直しが必要である。地元の返礼品納入業者に影響が及ばないよう努められたい。
- ②地域おこし協力隊を活用し、町の観光情報発信に積極的に努められたい。
- ③マイナンバーカードの普及率が高まってきており、国の動向も踏まえ町 内でも活用できるよう利用環境を整え、町民への周知を図られたい。
- ④新規で始められた産後ケア事業については、利用者が使いやすい制度と して実施されたことは評価される。今後も利用者の目線に立った子育て支援 に努められたい。
 - ⑤住宅使用料の滞納額については、収納対策を講じ減少に努められたい。
- ⑥消防団の団員数が毎年減少しているが、消防団員の確保について鋭意努力されたい。
- ⑦学校活性化事業として、心の教室相談員、スーパーバイザー、スクール ソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒の悩み、いじめ、不登校、虐待な どに対応しているが、その教育効果についても検証されたい。
- ⑧一人当たりの医療費が県内でワースト1位を継続している。医療費抑制 のため今後も引き続き検討されたい。
- ⑨介護事業については、高齢者に寄り添った事業に取り組まれているが、 円滑なサービス提供となるような人員の増員に努められたい。
- ⑩下水道事業では、未接続世帯の接続促進、使用料の収納対策強化、営業 費用の節減に取り組み、収支の改善に努められたい。
 - ⑪各種公共事業については、地元関係企業を最大限活用されたい。
 - ⑩地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応された

い。以上でございます。

養 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

議 長 これから、1件ごとに討論、採決を行います。

まず最初に、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」について 討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされておりま す。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

3 番 山 口 令和4年度川棚町一般会計決算認定に賛成する討論を行います。令和4年度川棚町一般会計は新型コロナの感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、円安等の影響による社会経済活動の停滞、物価高並びに燃料高騰等に対応するための各種施策に的確に迅速に取り組み、また、令和3年の夏の豪雨、令和4年の台風による災害復旧にも取り組むなど、安心安全なまちづくりに努められました。また、ふるさと納税も初めて1億を超すなど適正な予算執行に努められ、令和4年度一般会計の収支は約3億2,000万の黒字決算となっており、適正な予算執行がなされたものと判断し、令和4年度一般会計を認定することに賛成をいたします。以上です。

<u>議 長</u> ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

<u>議 長</u> 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」について採 決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第1号「令和4年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:34)

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告 に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

11番小田 はい。11番、小田です。令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算について賛成討論をいたします。国民健康保険は安心して医療を受けるために必要な制度であり、医療費抑制につながる集団検診等の各種事業も積極的に行われ、町民の健康と健全な家庭生活を支える事業が行われた決算状況であるため、賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

<u>議 長</u> 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算

認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第2号「令和4年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:36)

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告 に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

10番田口 後期高齢者医療制度は、高齢者の方が安心して医療を受けられるようにというふうなことを目指しての制度ですが、制度自体は完成をしておりますけれども、運用面におきましても、4年度の保険料の収納率が98.4パーセントというように高い状態でありまして、運用面においても適切に運用されていると思いますので、賛成いたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

養 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認 定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。 この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第3号「令和4年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:38)

養 長 次に、認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告 に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

- 議 長 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。
- 1 1番小田 11番、小田です。令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算について賛成討論をします。高齢化社会において、介護保険事業は高齢者の生活維持に必要不可欠であり、住み慣れた地域で自分が必要とする介護サービスが受けられるとともに、家族の介護負担も軽減できています。さらに介護予防事業等にも積極的に取り組まれた決算状況であるので、賛成をいたします。
- 議 長 ほかに討論はありませんか。小谷議員。
- 1 3番小谷 1 3番、小谷です。介護保険事業特別会計決算について賛成の 立場で討論を行います。介護保険事業特別会計決算については、介護予防事 業の積極的な取組などにより、給付費の抑制にも努められております。ま た、全体的に見ても、適切な予算執行がなされていることから、健全な運営 がなされたと判断いたしまして、賛成いたします。
- 議 長 ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第4号「令和4年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:41)

議 長 次に、認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告 に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされておりま

す。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第5号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:42)

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

養 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第6号「令和4年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:43)

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告 に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

養 長 はい。全員起立です。したがって、認定第7号「令和4年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:44)

日程第9 総務厚生委員会視察調査報告

- **総務厚生委員長** それでは、総務厚生委員会の視察調査報告を行います。お手元に配付をしております報告書をご覧ください。読み上げます。

令和5年8月29日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 堀池浩。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、 調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告しま す。

記。

- 1. 調査期日 令和5年7月25日、8月7日。
- 2. 調查場所 東彼杵郡波佐見町、東彼杵町。
- 3. 出席者 別紙のとおり。
- 4. 調査の目的 地域公共交通について。
- 5. 調査の概要 別紙のとおり。

ページをおめくりください。

調査の概要。

- 1. 波佐見町の地域公共交通について。
- (1) 期日 令和5年7月25日。
- (2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

波佐見町 商工観光課長・主査、教育委員会次長・主査。

(3)調査内容。

予約制乗合交通。

- ・平成14年以降順次、西肥バス6路線が廃止となり、多くの交通空白地が生まれ、交通弱者の移動手段として開始。
 - ・運営は町内タクシー事業者(2社)に委託。
 - ・路線は放射線状に12路線。
 - ・各路線週3回、1日あたり4便運行、時刻表12路線作成。
- ・料金片道 大人200円、小学生100円(中央路線またぐ場合+200円)。

- ・乗合交通の停留所以外では乗降り不可。
- ・年間利用数 2, 200人(1日平均15人)、委託料年300万円。 その他の施策。
- ・高齢者タクシー利用券助成事業 (チケット) 70歳以上で免許なし6,000円×2冊、75歳以上全員6,000円×1冊。

スクールバス。

- ・小学校分校の統廃合と小学校新築移転、通学に利用していた路線バスが 廃止。
 - ・2路線、保護者負担月600円(地域、学年で負担割合相違す)。
 - ・委託金額 年940万円は町負担。
 - 2. 東彼杵町の地域公共交通について。
 - (1)期日令和5年8月7日。
 - (2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。 東彼杵町 総務課長・防災交通係、教育次長。
 - (3)調査内容。

町営バス。

- ・民間乗合バス路線では、多額の損失補填となっており維持が困難と判断。
 - ・平成16年から町所有の自家用車による有償運行開始。
- ・マイクロ(29人乗り)2台、(33人乗り)1台、ワゴン(14人乗り)1台。
 - ・運営は町内タクシー事業者に委託。
 - ・運行日 月~土曜日、5路線で計26便。
- ・運賃1路線大人200円均一、回数券、定期券あり、中学生以下は半額 町内在住者75歳以上は100円の減免措置有り。

スクールバス。

【彼杵小学校】

- ・旧大楠小学校と旧音琴小学校の彼杵小学校への統廃合により遠距離通学 児童への支援措置として平成28年4月より実施。
 - ・マイクロ(29人乗り)2台、ワゴン(14人乗り)2台。
 - 運行委託料 1,550万円、他経費48万7,000円。

【東彼杵中学校】

- ・旧千綿中学校と旧彼杵中学校との統廃合により旧千綿中学校区内の遠距 離通学生徒への支援措置として平成31年4月より実施。
 - マイクロ(29人乗り)3台。
 - · 運行委託料 1, 370万円、他経費230万円。
 - 3. 調査結果のまとめ。

波佐見町、東彼杵町とも本町の1.5倍から2.5倍の行政区域となって おり、早くから地域公共交通に取り組まれているが、利用者数の減少や委託 先の運転手不足、委託料の財政負担など多くの課題に直面し、利用率の向上 や利便性を上げるため、様々な検討がなされている現状がわかった。

本町の財政状況を考えると巡回バスに関しては経費が大きく、採用は困難であると思われた。オンデマンド方式については、高齢者でも簡単に予約ができるようなシステムの構築が課題となるように感じた。

今後、地域公共交通の取り組みについては、本町でも外部調査や協議会等から提案が出されるが、当委員会として少しでも暮らしやすい町になるよう調査を進めていきたい。以上です。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。山口議員。

3 番 山 口 2、3点お聞きしたいんですが、まず波佐見町の場合の高齢者 タクシー利用券事業チケットというのがあるんですが、川棚はこれ申請方式 なんですけれども、波佐見町でも申請方式なのかどうかというのが一つ。 それから併せて、これの使用率というのはどれくらいか調査されたのかというのが二点。それから彼杵町の場合の報告書の2ページよろしいですか。 報告 書のスクールバスの件ですが、波佐見町の場合は、保護者負担が600円と なっていますが、東彼杵町の場合には、保護者等の負担が全くないのかどうか。この2点ほどをお尋ねしたいと思います。以上です。

養 長 委員長。

総務厚生委員長 波佐見町の場合、チケット70歳以上で免許なし、それと7 5歳以上全員とありますけれど、ここは申請ということで聞いております。 使用率に関しては一応聞いていません。東彼杵町のスクールバスのほうは父 兄負担はなしということです。

養 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 5番、炭谷です。調査研究の過程の中ということでありますので、川棚町の場合もある程度の検討をしつつ、他町の視察をされているというふうに思います。川棚町の場合で検討がなされているかとは思いますけれども、その一つの案として、川棚町の場合は私が以前から思っていたことで、要するに現在の西肥バスの運行の路線までを各地域からその路線を使うということなく、現在の西肥バスの業者のバス停までを送迎というふうな形でできないかというふうなことをちょっと思っていたわけですけども、そういった川棚町独自の現状のバス路線を生かしながら、その業者の停留所までをその地域から連絡するというふうなことを検討されたことがありますでしょうか。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 委員会の視察報告書ですので、また、町としては協議会を立ち上げて、地域公共交通のほうを検討していこうと思っておられるので、今ご質問なのかどうかわかりませんけれども、当委員会としては回答は差し控えます。

議 長 ほかに委員長に対する質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:57)

日程第10 議員派遣の件

議 長次に、日程第10「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お 手元に配付をしました別紙のとおり議員派遣をしたいと思いますが、異議あ りませんか。

「異議なし」の声あり

- **養 長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配付いたしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。
- **養 長** なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容等に変更が あった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(10:58)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものに つきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(10:59)

養 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議 を閉じます。

令和5年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。どう もお疲れ様でした。

(10:59)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

 川棚町議会議長
 村井 達 己

 会議録署名議員
 毛 利 喜信

 会議録署名議員
 小牟田 一 紀